

[利 用 上 の 注 意]

1 本調査を利用する場合の留意点

- (1) 回答を得た企業の回答を単純に集計したもので、必ずしも我が国企業全体を表す統計ではない。
- (2) 本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また複雑なこともあり、必ずしもすべての調査項目に回答を得ているとは限らない。このため、集計社数が調査項目によって異なる。
- (3) 回答企業の事情により、所定の期日（平成23年6月末日など）と異なる期日における回答が含まれる場合がある。
- (4) 必ずしも前回調査と同様の調査を行っているものではないため、時系列の経過をみる場合には注意が必要である。

2 前回調査（平成21年）からの調査項目の変更点

- (1) 退職一時金の支給率
平成23年は調査を行っていない。
- (2) 定年到達までの退職金一時金の算定
平成21年以前の調査では定年年齢が60歳を超える企業は含まれていない。また、支給率はある時期で固定するが算定基礎給が定年まで上昇する場合、あるいはその逆の場合の固定する時期（年齢、勤続年数）について平成23年は調査を行っていない。
- (3) 確定給付企業年金
今回調査より採用している年金制度、適格年金制度の移行状況、掛金の算定方式、労働者負担の有無及び負担割合の調査において規約型、基金型に分けて調査を行った。
- (4) 適格年金制度の移行状況
今回調査にて始めて調査を行った。
- (5) 各種年金制度の内容
平成23年は、確定給付企業年金の年金加入資格、老齢給付、障害給付及び遺族給付、（企業型）確定拠出年金の年金加入資格、早期退職者の掛金返還規定及び（老齢、障害）一時金給付の調査を行っていない。
- (6) 年金の掛金
平成23年は、適格年金についての調査は行っていない。また、確定給付企業年金と企業型）確定拠出年金についての掛金や率についての調査は行っていない。掛金の算定方法について平成21年以前の調査での選択肢は、「定額」、「給与に一定の率を乗じる」及び「その他」の3種類であったが、平成23年は選択肢を追加している。労働者の掛金負担は、確定給付企業年金を採用している企業についてその有無のみを調査した。
- (7) モデル退職金総額（退職一時金制度を採用している企業）
平成23年はすべての職種、学歴において勤続年数を3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、60歳時及び定年時の金額を調査している。また、男性の短大・高専卒、事務・技術労働者、女性の大学卒、事務・技術労働者について新規に調査している。なお、平成23年は中学卒について調査を行っていない。
- (8) モデル退職金総額（退職一時金制度と退職年金制度を併用している企業）
男性の短大・高専卒について新規に調査している。

(9) 役職定年制度

平成 23 年は調査を行っていない。

(10) 勤務延長制度

平成 23 年は制度の有無のみを調査し、内容については調査を行っていない。

3 表中の符号等の用法

「—」…………… 回答を得ていないもの

「0.0」又は「0.00」 0≦当該数値<0.05 又は 0.005 であったもの

「*」…………… 回答企業が 1 社であった調査事項

4 その他

(1) 産業分類は独自に区分したものであり、日本標準産業分類とは必ずしも一致しない。

(2) 産業分類の「その他の産業」には観光、ホテル、情報処理等が含まれる。

(3) 集計表第 表及び第 表において、「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、「事務・技術労働者」として集計した。

(4) 「調査結果の概要」(頁～ 頁) では、項目の見出しごとに、 頁以降の集計表のうち該当する集計表の表番号を【集計表第○表】と表記している。また、本文中の表は、(表○)と表記している。

(5) 参考として、本調査で使用了調査票様式及び調査票記入要領を巻末に添付した。